令和元年度 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

内部統制システム(業務の適正を確保するための体制)…	1
会計監査人に関する事項	7
新株予約権の状況	8

■連結計算書類

連結包括利益計算書(ご参考)	12
連結持分変動計算書	13
連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)	14
セグメント情報(ご参考)	16
注記	17

■計算書類

株主資本等変動計算書··	41
注記	42

本記載事項((ご参考)を除く)は、監査役及び会計監査人が 監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



事業報告

内部統制システム (業務の適正を確保するための体制)

(会社法第362条第4項第6号)

三菱商事は、子会社を含めた三菱商事グループ全体として、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、2019年5月9日の取締役会において、内部統制システム構築に係る基本方針(会社法施行規則第100条第1項、第3項に沿って列挙)を以下のとおり決議し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています。

〈内部統制システム構築に係る基本方針〉

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスに関する体制

役職員の行動規範、全社横断的な管理体制、予防・是正・改善措置、内部通報制度等を社内規程等で 定め、周知の上運用の徹底を図り、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、三菱 商事グループでのコンプライアンス体制を実現する。

(2) 財務報告に関する体制

会計組織単位ごとの責任者の設置、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、三菱商事グループにおける財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

(3) 監査、モニタリングに関する体制 内部監査の体制・要領等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、各組織・子会社の職務遂 行を客観的に点検・評価し改善する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行における情報の管理責任者や方法などを社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、 情報の作成・処理・保存等を適切に行う。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

リスクの類型、類型ごとの管理責任者や方法、体制などを社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じた必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、 職務遂行に伴うリスクを三菱商事グループとして適切にコントロールする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 社長は、三菱商事グループとしての経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定の上、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。
- (2) 組織編成・職務分掌・人事配置・権限に関する基準・要領等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じて同様の社内規程等の整備を促進することにより、効率性を確保する。

5. 三菱商事グループにおける業務の適正を確保するための体制

三菱商事グループにおける業務の適正を確保するため、三菱商事グループとしての基本方針を策定するとともに、子会社ごとに管理責任者、管理上の重要事項、管理手法、株主権の行使等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図る。また、その管理責任者は、子会社の取締役等の職務の執行に関する状況等につき、親会社として必要な報告を受け、子会社の定量・定性的な状況・課題を把握する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項

監査役の職務執行を補助する監査役会直属の組織を設置し、他部署を兼務せず専ら監査役の職務補助業務を行う使用人を配置する。また、当該使用人の評価・異動等の人事に際しては、事前に監査役の意見を徴し、その意見を尊重する。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席し、意見を表明する。
- (2) 著しい損害の発生のおそれがある場合の監査役あて報告の責任者・基準・方法等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図る。
- (3) 監査役が子会社に関する報告を求めた場合に各子会社の管理責任者又は役職員から報告を行う体制、及び子会社の重大なコンプライアンス事案を含む重要な事案を監査役あてに報告するなどの体制構築を促進する。
- (4) 監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことを禁止し、その旨を子会社にも周知の上運用の徹底を図る。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内関係部局・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部局は これに協力する。
- (2) 監査役の職務の執行に必要な費用は、会社が負担する。

〈内部統制システムの運用状況〉

毎年、三菱商事グループにおける内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その 結果を踏まえ必要な改善や子会社への改善支援を行っています。また、内部統制システムの運用状況については、取締役会にその内容を報告しており、主な内容は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、三菱商事グループ全体での企業理念の浸透を図るとともに、コンプライアンスに関する基本事項を定めた役職員行動規範等を制定し、周知徹底を図っています。

このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とし、各組織・子会社でのコンプライアンス責任者の設置、定期的なコンプライアンス委員会の開催による情報共有等、三菱商事グループ全体のコンプライアンス推進体制を構築するとともに、各種法令に関する必要な研修を三菱商事グループで実施するなど、法令違反等の予防・是正措置を講じています。「三菱商事役職員行動規範」については、毎年、三菱商事全役職員に対し、研修の受講及び遵守についての誓約の提出を求めています。また、三菱商事グループとして、コンプライアンスに関する役職員の意識向上のため、少人数でコンプライアンスについて自由に議論するコンプライアンス・ディスカッションの取組を継続的に行っています。

コンプライアンスに係る状況については、各組織・子会社の役職員から報告を受ける体制のほか、 地域ごとの内部通報制度に加え、独占禁止法・贈収賄規制違反を対象としたグローバルな内部通報 制度を設けており、これらを通じ課題の把握と解決、情報共有を行い、取締役会及び監査役へも定 期的に報告を行っています。また、各組織・子会社からの報告者が不利益を被ることのないよう、報 告者保護の徹底を図っています。

(2) 財務報告に関する体制

財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会で審議・確認された情報開示方針に沿って開示しています。

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施等を行い、連結ベースで内部統制の有効性確保のための取組を進めています。

(3) 監査、モニタリングに関する体制

職務遂行をより客観的に点検・評価するために、内部監査組織を設置し、各組織・子会社に対し定期的に監査を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。

管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。また、これら以外の情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

会社情報の搾取・破壊等を目的としたサイバー攻撃への対応については、システム上の対策に加え、 社員への継続的な教育、主要な子会社を含めた事故対応体制の確認・整備を行うとともに、外部専門機 関とも連携の上、最新情報を入手し、適切かつ効果的な対策を実施しています。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

職務遂行に伴うリスクについては、三菱商事グループにおける事業内容や規模に応じ、信用リスク、市場リスク、事業投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害・新興感染症・テロ・暴動等のリスク等の類型を定め、類型ごとに責任部局を設け、また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めるなど、連結ベースでのリスク管理方針・体制・手続や、有事発生時の危機管理・事業継続体制を定め、これに基づいた運用を行っています。

世界的な感染拡大がみられる新型コロナウイルスへの対応については、関係部局及び産業医を加えた緊急危機対策本部が、国内及び海外各地域の状況変化に応じて、社員の感染予防・感染拡大防止と適切な事業継続の観点から、衛生管理の徹底や在宅勤務を原則とする勤務体制への移行、その他必要な措置を迅速に実行しています。

個別案件の取組においては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクと リターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。また、案 件の進捗や外部環境の変化に応じ、定期的にリスクとリターンの検証を行っています。個別案件ごとの リスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、連結ベースで全体的なリスク状況を把 握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

当年度における海外子会社の損失発生事案については、内部統制整備状況を改めて確認するとともに、同社を清算する方針を決定しました。同社の事業を本店組織にて継続するにあたっては、リスク管理体制を再確認し、再発防止策を徹底しています。また、同様の事案発生のリスクが他にないかデリバティブを扱っている主要な各組織・子会社を調査し、現状において問題ないことを確認しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長は、三菱商事グループの経営に関する基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。併せて、取締役による経営監督機能が十分かつ効率的に発揮されるよう、取締役室を設置し、職務執行に必要な情報及び支援を適切かつタイムリーに提供する体制を整えています。連結経営の深化に伴い、取締役会のモニタリング拡充及び運営面の充実・効率化を一層図るため、2018年度より個別投融資案件の定量基準を引き上げたほか、継続的企業価値を棄損するおそれがある特定の事業分野への新規参入に関する判断プロセスを定め、重要と判断される場合は取締役会に参入方針を報告することとしています。また、継続的にコーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、取締役会の実効性評価を毎年実施しています。2019年度は、独立社外役員が中心となり、質問項目の策定、インタビュー、及び回答の分析・評価を行いました。

また、経営計画の遂行状況について定期的にフォローアップを行い、達成度や外部環境などを考慮の上、計画の見直しを繰り返すサイクルとしています。2019年度からは、『中期経営戦略 2021~事業経営モデルによる成長の実現~』に基づき、地政学的力学の変化やデジタル化の急速な進展に対応しつつ、事業経営モデルによる「経済価値」「社会価値」「環境価値」の三価値同時実現を前提とした成長を目指しています。

5. 三菱商事グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の管理に関する社内規程を定め、各社それぞれについての管理担当部局を設定しています。 各管理担当部局の責任者は、各社の取締役に業務執行に関する報告を求めるほか、毎年、各社の業績や 経営効率などを定量的に把握し、また、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題の 把握に努めるとともに、内部統制システムの整備・運用状況、及び改善要否の確認等を行っています。

子会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使等を通じ、法令・定款及び社内規則に従った 業務の適正確保を図るほか、各社が効率的に職務を遂行し持続的な成長を実現できるよう諸施策を講 じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、
- 7. 監査役への報告に関する体制、
- 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。また、監査役は、会計監査人と四半期決算時及び月次での定例会を開催するとともに、子会社・関連会社の会計監査人とも随時意見交換の機会を設けています。また、内部監査組織とは四半期ごとの監査役会での監査報告、月次定例会、及び子会社・関連会社の内部監査部門・監査役を交えた連絡会等で連携しており、三様監査の連結ベースの強化を図っています。なお、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担しています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告するほか、子会社からも管理担当部局等を通じて必要に応じ報告を受ける体制としており、実際に運用がなされています。また、監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことはなく、その旨は子会社にも周知徹底しています。

監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する監査役会直属の組織を設置するとともに、専任の職務補助者を配置し、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。また、専任の職務補助者の評価・異動等については、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。さらに、監査役会では社外の有識者を起用の上で定期的に対話機会を設け、そこで得られる情報・知見を監査活動に役立てています。

会計監査人に関する事項

1. 三菱商事の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 2019年度に係る会計監査人の報酬等の額

 支払額

 公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第2条第1項の業務に係る報酬等の額 (注1)
 796

 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額 (注2)
 43

 三菱商事の2019年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計
 839

 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (注3)
 2,629

(百万円未満四捨五入)

(単位:百万円)

- (注1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に係る報酬等は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査証明、並びに国際会計基準に準拠して作成した英文財務諸表に係る監査証明に対する報酬等です。
- (注2) 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等とは、三菱商事の新システム導入に関する助言・指導業務、研修、海外税務申告業務等に対する報酬です。
- (注3) 一部の子会社については、三菱商事の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む) の監査を受けています。

3. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任・不再任の決定方針

三菱商事では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛に提出する方針です。

新株予約権の状況

1. 2019年度末日における新株予約権の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

〈取締役、監査役及び執行役員が保有する新株予約権〉

発行年度	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり 払込金額(行使価額) 権利行使期	
2005年度	54個	普通株式 5,400株	無償	1円	2005年8月11日から 2035年6月24日まで
2006年度	28個	普通株式 2,800株	無償	1円	2006年8月11日から 2036年6月27日まで
2011年度分 (2012年6月4日発行)	94個	普通株式 9,400株	無償	1円	2012年6月 5日から 2041年8月 1日まで
2012年度	137個	普通株式 13,700株	無償	1円	2012年8月 7日から 2042年8月 6日まで
2014年度	147個	普通株式 14,700株	無償	1円	2014年6月 3日から 2044年6月 2日まで
2015年度	167個	普通株式 16,700株	無償	1円	2015年6月 2日から 2045年6月 1日まで
2016年度	717個	普通株式 71,700株	無償	1円	2016年6月 7日から 2046年6月 6日まで
2017年度	1,443個	普通株式 144,300株	無償	1円	2017年6月 6日から 2047年6月 5日まで
2018年度	2,317個	普通株式 231,700株	無償	1円	2018年6月 5日から 2048年6月 4日まで
2018年度分 (2019年6月3日発行)	602個	普通株式 60,200株	無償	1円	2019年6月 4日から 2048年6月 4日まで
2019年度	8,835個	普通株式 883,500株	無償	1円	2022年7月 9日から 2049年7月 8日まで

〈区分別の内訳〉

然 怎在在	取締役(社外	取締役を除く)	監査	資役	執行役員 個数保有者数		
発行年度 	個 数	保有者数	個 数	個数 保有者数		保有者数	
2005年度	54個	1名	_	_	_	_	
2006年度	28個	1名	_	_	_	_	
2011年度分 (2012年6月4日発行)	_		_	_	94個	1名	
2012年度	_		_	_	137個	1名	
2014年度	96個	1名	51個	1名	_	_	
2015年度	68個	1名	99個	1名	_	_	
2016年度	141個	1名	_	_	576個	6名	
2017年度	346個	3名	129個	1名	968個	12名	
2018年度	855個	7名	_	_	1,462個	22名	
2018年度分 (2019年6月3日発行)	_	_	_	_	602個	5名	
2019年度	2,785個	7名	_	_	6,050個	30名	

⁽注) 1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。

^{2.} 監査役が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。

^{3. 2019}年度末日における新株予約権の目的となる株式の総数(退任者の保有分を含む)は2,762,700株です。

2. 2019年度中に交付した新株予約権の状況

〈株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権〉

発行決議の日	2019年5月17日
新株予約権の数	1,425個
交付された者の人数及び交付個数	当社執行役員 ^{注 8名 1,291 個} 当社理事 ^{注 134 個}
目的となる株式の種類及び数	普通株式 142,500株
発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額 (行使価額)	1円
権利行使期間	2019年6月4日から2048年6月4日まで
	a. 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、2020年6月5日又は当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の、いずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
その他の新株予約権の行使の条件	b. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
	C. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

⁽注) 2018年度中の退任者を含めています。また、2019年3月末付けで理事制度を廃止しています。

〈株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権〉

発行決議の日	2019年6月21日
新株予約権の数	8,835個
交付された者の人数及び交付個数	当社取締役 7名 2,785 個 当社執行役員 30名 6,050 個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 883,500 株
発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額 (行使価額)	1円
権利行使期間	2022年7月9日から2049年7月8日まで
	a. 新株予約権者は、新株予約権の割当日から3年間の当社株式成長率(評価期間中の当社株主総利回り(Total Shareholder Return、TSR)を、評価期間中の東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出する)に応じて、割り当てられた新株予約権の権利行使可能数を行使することができる。(注)
その他の新株予約権の行使の条件	b. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
	c. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注)株価条件の詳細は以下のとおり。

新株予約権の割当日から3年間を業績評価期間とし、評価期間中の当社株式成長率(評価期間中の当社の株主総利回り(TSR)を、評価期間中の東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出する)に応じて、次のとおり権利行使可能数を変動させる。

- (1) 権利行使可能となる新株予約権の数は、以下算定式で定まる数とする。ただし、新株予約権1個未満の数は四捨五入するものとする。
 - 新株予約権の当初割当数 × 権利確定割合
 - ※当初割当数は、2019年4月1日時点の役位をもって算定する。
- (2) 新株予約権の権利確定割合は、評価期間中の当社株式成長率に応じて、以下のとおり変動する。

ただし、1%未満の数は四捨五入するものとする。

- 当社株式成長率が125%以上の場合:100%
- 当社株式成長率が75%以上125%未満の場合:
- 40% + {当社株式成長率 (%) 75 (%)} × 1.2 (1% 未満四捨五入)
- 当社株式成長率が75%未満の場合:40%
- (3) 当社株式成長率は以下のとおりである。

[当社株式成長率] = 当社 TSR ÷ TOPIX 成長率

評価期間中の当社 $TSR = (A + B) \div C$ 、評価期間中の TOPIX 成長率 $= D \div E$ とする。

- A:権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値
- B:新株予約権の割当日以後、権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額
- C:新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値
- C・新株子利権割当日の属 9 る月の直前 3 か月の合日の東京証券取引所にあける当社普通株式の終値平均値
- D:権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値 E:新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値
- ※ A、C、D及びEは、取引が成立しない日を除く。

■連結計算書類

連結包括利益計算書(ご参考)〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
645,784	592,151
9,444	△ 165,620
13,176	△30,861
△ 2,647	△3,506
19,973	△ 199,987
4,931	△5,374
△ 22,389	△ 281,332
△ 27,854	△ 43,032
△ 45,312	△329,738
△ 25,339	△ 529,725
620,445	62,426
565,130	25,839
55,315	36,587
620,445	62,426
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 645,784 9,444 13,176 △2,647 19,973 4,931 △22,389 △27,854 △45,312 △25,339 620,445 565,130 555,315

連結持分変動計算書〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

		(単位:白万円)
	2018年度(ご参考)	2019年度
科 目	2010 十尺 (こ参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019 千 反 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
	(2010 + 1/11 10 2013 + 5/15 10 10	(2013 + 1/11 20 20 20 + 3/13 100 e/
資本金		
期首残高	204,447	204,447
期末残高	204,447	204,447
資本剰余金		
期首残高	229.423	228,340
株式報酬に伴う報酬費用	1,205	2,568
株式報酬に伴う自己株式の処分	△1,775	△2.215
非支配株主との資本取引及びその他	△513	△540
期末残高	228,340	228,153
自己株式	220,340	220,133
日上休氏 期首残高	↑ 10 070	△8,279
	△ 10,970	
株式報酬に伴う自己株式の処分	2,796	3,706
取得及び処分-純額	△ 105	△ 290,007
期末残高	△8,279	△ 294,580
その他の資本の構成要素		
期首残高	925,611	914,807
会計方針の変更に伴う累積的影響額	53	_
会計方針の変更を反映した期首残高	925,664	914,807
当社の所有者に帰属するその他の包括利益	△ 25,607	△509,514
利益剰余金への振替額	14,750	9,893
期末残高	914,807	415,186
利益剰余金		
期首残高	3,983,916	4.356.931
会計方針の変更に伴う累積的影響額	△3.677	△9.079
会計方針の変更を反映した期首残高	3,980,239	4,347,852
当社の所有者に帰属する当期純利益	590.737	535,353
	△198.276	△197.704
は 株式報酬に伴う自己株式の処分	△1,019	△1,455
その他の資本の構成要素からの振替額	△ 14,750	△ 9,893
期末残高	4.356.931	4,674,153
州木浅筒 当社の所有者に帰属する持分	5.696.246	5,227,359
当社の所有省に帰属する特力 非支配持分	3,090,240	3,227,333
	022.794	040.674
期首残高	932,784	940,674
会計方針の変更に伴う累積的影響額	△521	△ 2,677
会計方針の変更を反映した期首残高	932,263	937,997
非支配株主への配当支払額	△ 53,800	△41,540
非支配株主との資本取引及びその他	6,896	56,491
非支配持分に帰属する当期純利益	55,047	56,798
非支配持分に帰属するその他の包括利益	268	△ 20,211
期末残高	940,674	989,535
資本合計	6,636,920	6,216,894
 当期包括利益の帰属		
当社の所有者	565,130	25,839
ままでは一手を発生しています。	55.315	36.587
当期包括利益合計	620,445	62,426
	020,445	02,420

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

科目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	645,784	592,151
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	250,509	448,413
有価証券損益	△ 19,852	△ 66,929
固定資産損益	△ 277	32,924
金融収益・費用合計	△129,816	△103,240
持分法による投資損益	△137,269	△ 179,325
法人所得税	206,029	56,713
売上債権の増減	△ 299,313	547,654
たな卸資産の増減	△ 20,064	△73,356
仕入債務の増減	44,571	△487,713
その他-純額	△11,539	△77,819
配当金の受取額	352,897	316,386
利息の受取額	111,486	123,957
利息の支払額	△82,331	△ 94,833
法人所得税の支払額	△ 258,134	△ 185,255
営業活動によるキャッシュ・フロー	652,681	849,728

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考) 〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

科目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による支出	△315,514	△326,014
有形固定資産等の売却による収入	96,934	40,645
投資不動産の取得による支出	△2,307	△229
投資不動産の売却による収入	5,341	4,091
持分法で会計処理される投資の取得による支出	△398,191	△201,731
持分法で会計処理される投資の売却による収入	111,556	111,637
事業の取得による支出(取得時の現金受入額控除後の純額)	△31,386	△319,364
事業の売却による収入 (売却時の現金保有額控除後の純額)	116,368	89,333
その他の投資の取得による支出	△62,481	△39,517
その他の投資の売却等による収入	143,528	129,293
貸付の実行による支出	△85,842	△164,739
貸付金の回収による収入	114,648	67,838
定期預金の増減-純額	33,659	108,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 273,687	△500,727
 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の増減-純額	329,175	396,603
長期借入債務等による調達	723,485	699,633
長期借入債務等の返済	△991,695	△529,415
リース負債の返済	△56,017	△ 276,175
当社による配当金の支払	△198,276	△197,704
子会社による非支配株主への配当金の支払	△53,800	△41,540
非支配株主からの子会社持分追加取得等による支払	△7,238	△31,558
非支配株主への子会社持分一部売却等による受取	26,897	113,226
自己株式の増減ー純額	△11	△ 289,699
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 227,480	△156,629
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	3,607	△30,142
現金及び現金同等物の純増減額	155,121	162,230
現金及び現金同等物の期首残高	1,005,461	1,160,582
現金及び現金同等物の期末残高	1,160,582	1,322,812

セグメント情報(ご参考) (国際会計基準により作成)

(単位:百万円)

2018年度							
	天然ガス	総合素材	石油·化学	金属資源	産業インフラ	自動車・ モビリティ	食品産業
売上総利益	29,188	164,773	109,117	377,403	83,751	134,225	257,719
持分法による投資損益	63,321	11,084	16,259	△ 25,491	△39,184	54,151	△9,035
当社の所有者に帰属する 当期純利益(純損失)	89,400	35,284	35,800	252,448	△40,396	97,161	9,944
資産合計	1,536,970	1,451,510	1,317,943	2,812,549	685,763	1,524,352	1,719,855
	コンシューマー 産業	電力 ソリューション	複合都市開発	合計	その他	調整·消去	連結金額
売上総利益	751,923	36,886	35,846	1,980,831	6,807	173	1,987,811
持分法による投資損益	8,003	25,844	31,761	136,713	1,359	△803	137,269
当社の所有者に帰属する 当期純利益(純損失)	31,452	33,136	32,354	576,583	12,760	1,394	590,737
資産合計	3,423,559	723,339	875,337	16,071,177	2,325,640	△1,864,017	16,532,800

2019年度							
	天然ガス	総合素材	石油・化学	金属資源	産業インフラ	自動車・ モビリティ	食品産業
売上総利益	20,878	140,079	60,563	238,575	94,432	129,535	254,952
持分法による投資損益	32,420	7,582	8,086	15,251	29,117	△10,911	18,632
当社の所有者に帰属する 当期純利益(純損失)	70,261	26,067	△11,997	212,290	41,439	19,579	53,240
資産合計	1,519,774	1,274,002	892,800	3,005,674	1,184,594	1,511,112	1,599,163
	コンシューマー 産業	電力 ソリューション	複合都市開発	合計	その他	調整・消去	連結金額
売上総利益	763,071	41,112	38,202	1,781,399	7,517	215	1,789,131
持分法による投資損益	12,366	29,439	37,610	179,592	148	△415	179,325
当社の所有者に帰属する 当期純利益(純損失)	22,705	51,482	34,307	519,373	16,640	△660	535,353
資産合計	4,130,898	1,638,795	901,004	17,657,816	2,435,833	△ 2,043,988	18,049,661

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しています。また 当欄には、各事業セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれています。 資産合計のうち 「その他」 に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されています。
 - 2. 「調整・消去」には、各事業セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれています。
 - 3. 連結会社は、2019年度において、10グループ体制へと改編しており、2018年度のセグメント情報も組替再表示を行っています。

注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な会計方針等に関する注記(2019年度)

1. 連結計算書類の作成の基礎

(1) 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下[IFRS])に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

(2) 新たに適用している主な基準書及び解釈指針

当年度より新たに適用する主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。

基準書及び解釈指針	概要
IFRS第16号「リース」	借手オペレーティング・リース等の会計処理及び開示を改訂

当社及び連結子会社(以下「連結会社」)は、当年度よりIFRS第16号を適用しており、経過措置として認められている方法のうち、適用による累積的影響を当年度期首の利益剰余金等の残高の修正として認識する方法を採用していますが、 当該修正により利益剰余金が9.079百万円減少しています。

IFRS第16号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」)及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでいます。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しています。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日に、使用権資産及びリース負債を認識しています。リース負債は、残存リース料を適用開始日における借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。当該追加借入利子率の加重平均は、0.8%です。

このうち、適用開始日に認識した使用権資産について、IFRS 第16号が過去のリース開始日から適用されていたかのように帳簿価額で認識することを選択したリースについては、取得価額と減価償却及び減損損失累計額に区分して認識しています。

なお、残存リース料は、解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低支払リース料に加え、解約可能なリース契約のうち解約オプションを行使しないことが合理的に確実である期間に対応する支払リース料等で構成されています。 また、使用権資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っています。

過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額を、それぞれ、直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース負債の帳簿価額で算定しています。

なお、使用権資産の帳簿価額については、直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産の取得価額と減価償却及 び減損損失累計額に区分して算定しています。 前年度末においてIAS第17号を適用して開示した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、以下のとおりです。

解約不能オペレーティング・リース契約 (2019年3月31日時点) 351,557百万円 ファイナンス・リース債務 (2019年3月31日時点) 285,277百万円 解約可能オペレーティング・リース契約等 (注) 867,414百万円 2019年4月1日時点のリース負債 1,504,248百万円

(注) 解約不能オペレーティング・リース契約 (2019年3月31日時点) を適用開始日現在の追加借入利子率で割り引いた影響を含みます。

また、適用開始日において連結財政状態計算書に認識した使用権資産は、1,434,275百万円です。

なお、連結会社は、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しています。

- 適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、使用権資産とリース負債の認識が免除となる 短期リースと同じ方法で会計処理
- 当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- 原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、単一のリース構成部分として会計処理
- 使用権資産に対する減損テストを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- 契約にリースを延長する又は解約するオプションが含まれている場合においてリース期間を算定する際などに、事後的判断を使用

連結会社は、金額的な重要性に鑑み、IFRS第16号に基づき、当年度の連結財政状態計算書において「リース負債」を、連結キャッシュ・フロー計算書において「リース負債の返済」を区分表示しています。これに合わせ、前年度の連結財政状態計算書において「営業債務及びその他の債務」に含まれていたIAS第17号に基づくリース債務、連結キャッシュ・フロー計算書において「長期借入債務等の返済」に含まれていたIAS第17号に基づくリース債務の返済を、それぞれ「リース負債」、「リース負債の返済」に組み替えて表示しています。

これらを除く新たな基準書及び解釈指針の適用による当年度の連結計算書類への重要な影響はありません。 会計方針の詳細は「注記5 重要な会計方針(9) リース」をご参照ください。

(3) 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に 影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があり ます。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直されます。会計上の見積りの改訂による影響は、その見積りが改訂された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

なお、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による影響は、業種や地域によって異なるものの、公的機関等の発行する経済見通しを参考にした上で、全体としては2020年度上期まで続き、それ以降は徐々に回復に転じるものと見込んでいます。

当年度の連結計算書類における重要な会計上の判断、見積り及び仮定の変更は、以下のとおりです。

(持分法で会計処理される投資の減損損失等)

当年度において、連結会社は20.02%出資する三菱自動車工業宛の投資について、自動車市場における最新の需要動向等に基づき出資時の計画を見直したことを背景に、25,865百万円の減損損失を「持分法による投資損益」として計上したことに加え、8,366百万円の減損損失を「有価証券損益」として計上しています。連結会社は、同社宛の投資において認識した個別資産及び投資の帳簿価額に含まれるのれん相当額について、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する資産グループ、又は同社宛の投資全体を独立した資金生成単位として減損金額の測定を行っており、個別資産についてはインカム・アプローチに基づく公正価値、帳簿価額に含まれるのれん相当額については同社の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を基に使用価値に基づく回収可能価額を見積り、それぞれ帳簿価額との差額を減損損失として計上しています。これらの損失は、自動車・モビリティセグメントの連結純利益に含まれています。

なお、使用価値の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による影響も勘案しており、同影響による需要の落ち込みは2020年度上期まで続くものの、それ以降は徐々に回復に転じ、2022年度までには2019年度と同水準まで回復、それ以降は需要の増加が継続すると見込んでいます。

当年度において、連結会社は100%出資子会社のCUTBANK DAWSON GAS RESOURCES LTD.が40%の権益を有するCUTBANK RIDGE PARTNERSHIP (CRP)が保有する一部坑井について、足元の原油価格の下落などを背景に、10,409百万円の損失を「持分法による投資損益」として計上しています。この損失は、天然ガスセグメントの連結純利益に含まれています。

連結会社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や世界的な原油供給過多の状況下、足元における原油価格の下落を踏まえ、当年度において保有する坑井の採算性などを総合的に評価した結果、当該損失を計上しています。なお、足元では原油価格は低迷しているものの徐々に回復に転じ、原油 (Dubai) 価格の中長期的な価格見通しは、インフレによる影響を除き、1 バーレル当たり約75 米ドルになると見込んでいます。

CRPの生産・開発期間は長期間に及ぶため、短期的な価格の動向よりも中長期的な価格見通しの方が投資の評価により 重要な影響を与えますが、連結会社は、将来の需給環境等のファンダメンタルズや社外の公的機関等の提供するデータ 等を考慮して原油・ガス価格見通しを策定しています。なお、当年度末のCRP宛て投資の帳簿価格は 2,435 億円です。

当年度において、連結会社は海外製錬事業会社宛の投資について、中長期的な価格見通しの見直しなどを背景に、4,698百万円の減損損失を「持分法による投資損益」として計上したことに加え、5,455百万円の減損損失を「有価証券損益」として計上しています。これらの損失は、金属資源セグメントの連結純利益に含まれています。

(法人所得税)

連結会社は、100%出資する連結子会社MC Resource Development Ltd. (「以下MCRD社」)を通じて20.4%出資するチリ国銅資源権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社宛の投資について、事業推進体制の見直しを背景として、中南米における金属資源開発事業の中核会社であるチリ国M.C. Inversiones Limitada に移管した上で、MCRD社を清算することを決定しました。これにより、MCRD社の過年度の損失などに対する繰延税金資産を認識したため、金属資源セグメントの「法人所得税」が76,747百万円減少しています。これに加え、MCRD社宛の投資に関する「在外営業活動体の換算差額」に対して32,267百万円の繰延税金負債を認識しています。

(金融商品の公正価値)

「金融商品に関する注記」をご参照ください。

(単位: 計)

2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲

	2018年度末	2019年度末	増減
連結子会社	1,022	1,257	235
持分法適用会社	403	446	43
合計	1,425	1,703	278

⁽注) 上記の会社数には、連結対象会社が連結経理処理している関係会社 (2018年度末:898社、2019年度末:1,188社) が含まれています。

企業の議決権の過半数を所有していないが支配していると判断している企業

千代田化工建設株式会社

当社は、総合エンジニアリング事業を展開する千代田化工建設株式会社の第三者割当増資を引受け、普通株式へ転換可能なA種優先株式を保有しています。全てのA種優先株式を普通株式に転換した場合の議決権比率は、別途保有している普通株式の議決権比率33.57%と合せて、82.06%となります。IFRSにおける連結範囲の判定においては、行使可能な潜在的議決権も考慮され、実質的に単独での支配権を行使可能な立場にあると考えられることから、当社は千代田化工建設株式会社を連結子会社としています。

企業の議決権の過半数を所有しているが支配していないと判断している企業

MI Berau B.V. (MI Berau 社)

連結会社は、Tangguh LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に参画しているMI Berau社 (オランダ企業)の株式を56%保有しており、国際石油開発帝石株式会社(以下「インペックス社」)が株式を44%保有しています。インペックス社との合弁契約書において、MI Berau社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、インペックス社の同意を必要とする旨が規定されています。合弁契約書にて付与された権利により、インペックス社はMI Berau社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社は MI Berau社に対して持分法を適用しています。

Sulawesi LNG Development Ltd. (Sulawesi LNG Development社)

連結会社は、Donggi Senoro LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に出資している Sulawesi LNG Development社 (イギリス企業)の株式を75%保有しており、韓国ガス公社が株式を25%保有しています。韓国ガス公社との株主間協定書において、Sulawesi LNG Development社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、韓国ガス公社の同意を必要とする旨が規定されています。株主間協定書にて付与された権利により、韓国ガス公社は Sulawesi LNG Development社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社は Sulawesi LNG Development社に対して持分法を適用しています。

3. 主な連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

連結子会社	[新規]	千代田化工建設株式会社 ENECO GROEP N.V.
	[除外]	MC フードスペシャリティーズ株式会社 国際埠頭株式会社
持分法適用会社	[新規]	TH FOODS, INC. 株式会社ロイヤリティマーケティング ディーアールアイ・ジーピー株式会社 住商メタルワン鋼管株式会社
	[除外]	AREVA MONGOL XXK 日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社

- (注) 1. MC フードスペシャリティーズ株式会社は、興人ライフサイエンス株式会社及び三菱商事フードテック株式会社(存続会社、三菱商事ライフサイエンス株式会社へ社名変更) との統合の結果消滅したため、当年度より連結除外しています。
 - 2. TH FOODS, INC.は、株式の一部売却により、当年度より連結子会社から持分法適用会社に変更しています。
 - 3. 株式会社ロイヤリティマーケティングは、株式の一部売却により、当年度より連結子会社から持分法適用会社に変更しています。

4. 主要な連結子会社及び持分法適用会社

連結子会社	北米三菱商事会社 欧州三菱商事会社 三菱商事(上海)有限公司 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC 株式会社メタルワン MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD 千代田化工建設株式会社 TRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED 三菱食品株式会社 株式会社ローソン ENECO GROEP N.V.
持分法適用会社	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) PTY. LTD. 三菱自動車工業株式会社

5. 重要な会計方針

(1)連結の基礎

① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としています。したがって、連結会社が議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としています。ただし、連結会社が議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としています。また、連結会社が議決権の過半数を所有している場合でも、少数株主が当該会社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、連結会社が支配を有しないため、持分法を適用しています。

当連結計算書類には、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの子会社の純損益及びその他の包括利益を含めています。子会社の財務諸表は、連結会社が採用する会計方針への調整を行っています。

連結会社間の内部取引及び債権債務は、相殺消去しています。

支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。親会社持分及び非支配 持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しています。非支配持分の金額と支払対 価又は受領した対価との差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しています。

子会社に対する支配を喪失した場合、(1) 受領した対価の公正価値と残存する持分の公正価値との合計と、(2) 子会社の資産 (のれんを含む) 及び負債、並びに非支配持分の従前の帳簿価額との差額を、純損益として計上しています。支配の喪失日において、残存する投資の公正価値は、IFRS 第9号 「金融商品」に従った事後の会計処理のための当初認識時の公正価値、又は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の当初認識時の原価とみなしています。

② 企業結合

企業結合 (事業の取得) は 「取得法」 で会計処理をしています。 支配取得時に引き渡した対価は、連結会社が移転した 資産、取得企業に発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び連結会社が発行した資本性金融商品の取得 日 (すなわち連結会社の支配獲得日) の公正価値の合計で測定しています。 取得関連費用は発生時において純損益に 認識しています。

取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産 (又は繰延税金負債) 及び従業員給付契約に関連する負債 (又は資産) は、それぞれ IAS 第12号 [法人所得税] 及び IAS 第19号 「従業員給付」に従って認識し測定しています。
- IFRS 第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」 に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しています。
- 被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債若しくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の連結会社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債若しくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しています。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の 資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額と して測定しています。

取得日における識別可能資産及び負債の正味価額が、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計を上回る場合、その超過額はバーゲンパーチェス益として直ちに純損益に認識しています。

段階的に達成される企業結合の場合、連結会社が以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失は純損益に認識しています。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、その持分を処分した場合と同様の適切な方法で、純損益又はその他の包括利益に認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、連結会社は、未完了の項目については暫定的な金額で報告します。それらが判明していた場合には、取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間(最長で1年間)の間に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しています。

③ 関連会社及びジョイント・ベンチャー(共同支配企業)

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法を適用しています。関連会社とは、連結会社がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配を有していない企業をいいます。連結会社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、連結会社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めています。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。

ジョイント・ベンチャー (共同支配企業) とは、ジョイント・アレンジメント (共同支配の取決め、すなわち、複数の当事者が共同支配を有する取決め) のうち、共同支配を行う参加者が独立の事業体の純資産に対する権利を有するものをいいます。また、共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、参加者が取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関して、参加者の全会一致で決定し、当該活動を共同で営むことで成立します。

持分法の下では、当初、投資額は原価で測定し、それ以後は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させています。その際、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社の純損益に計上しています。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他の包括利益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社のその他の包括利益に計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する持分相当額が投資額(実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する連結会社の正味投資の一部を構成する長期の持分を含みます)を超過するまで、当該持分相当額は純損益に計上し、さらなる超過額は連結会社が損失を負担する法的又は推定的義務を負う或いは企業が関連会社又は共同支配企業に代わって支払う範囲内で損失として計上しています。内部取引に係る利益は、事業の譲渡を除いて、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分比率に応じて相殺消去しています。

連結会社は投資先が関連会社又はジョイント・ベンチャーに該当した時点から持分法を適用しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価が超える額はのれん相当額として認識し、投資の帳簿価額に含めています。

関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失し、持分法の適用を中止する場合には、残存する投資は処分日の公正価値で測定し、IFRS第9号「金融商品」に従って金融資産として会計処理しています。残存する投資の従前の帳簿価額と公正価値との差額は、当該投資の処分損益として計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーが以前にその他の包括利益として認識していた金額は、あたかも関連する資産又は負債を直接処分したかのように、純損益への再組替を行うか否かを決定し会計処理しています。

④ ジョイント・オペレーション (共同支配事業)

ジョイント・オペレーション (共同支配事業) とは、ジョイント・アレンジメントのうち、共同支配を行う参加者が、契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものをいいます。ジョイント・オペレーションに係る投資については、共同支配の営業活動から生じる資産、負債、収益及び費用のうち、連結会社の持分相当額のみを認識しています。連結会社間の内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しています。

⑤ 投資企業

投資企業とは、投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得て、投資者に対して、自らの事業目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約し、その投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行うという要件を充足するものをいいます。

投資企業は、当該投資企業の子会社に対する持分も含め、原則として全ての投資をIFRS第9号「金融商品」に従って純 損益を通じて公正価値で測定します。

ただし、連結会社の子会社が投資企業に該当する場合、連結会社による当該投資企業の連結に当たっては、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を、通常の連結処理に組替えています。

一方、連結会社の関連会社又は共同支配企業が投資企業に該当する場合には、連結会社による持分法の適用に当たって、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持しています。

⑥ 報告日

当連結計算書類の作成に当たり、現地法制度上又は株主間協定等で当社と異なる決算日が要請されていることにより 決算日を統一することが実務上不可能であり、また、事業の特性やその他の実務上の要因によって当社の報告期間の 末日をもって仮決算を行うことが実務上不可能な一部の子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントについて は、12月31日又は12月31日の翌日から当社の決算日である3月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いて います。これらの子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントの決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引 又は事象については、当連結計算書類に反映しています。

(2) 外貨換算

財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替えを行っています。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替えを行っています。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替えを行っていません。貨幣性項目の換算替えにより生じる差額は、連結損益計算書の「その他の損益-純額」に計上しています。

海外子会社や関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しています。換算により生じる為替換算差額については、 税効果考慮後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に認識されます。

在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えています。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組み替えます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替えを行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

(3) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

連結会社は、営業債権及びその他の債権を、取引日に当初認識しています。その他の全ての金融資産は、連結会社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

連結会社は、金融資産を公正価値により当初認識しています。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融 資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しています。当初認識後は償却原価又 は公正価値のいずれかにより測定しています。

② 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を両方満たす場合、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している 実効金利は、当該金融資産の予想残存期間 (場合によっては、それより短い期間) を通じての、将来の現金受取額の見 積額 (手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む) を、正味帳簿価額まで正確に割り 引く利率です。償却原価で測定される金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可 能な対価との差額は、純損益に認識しています。

③ 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産のうち、以下の要件をともに満たす負債性金融商品についてはその他包括利益を通じて公正価値で測定 (FVTOCI) しています。

- 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している。
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している FVTOCIの負債性金融商品に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合に純損益に認識しています。 償却原価で測定される金融資産以外の金融資産で上記以外の金融資産については公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しています (FVTPL)。ただし、連結会社は、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の一部については、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識 (FVTOCI) する資本性金融資産として指定することを選択しています。売買目的で保有する場合とは、以下の場合を指します。
- 主として短期間に売却を行う目的で取得したか又は発生した
- ・当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である
- ・デリバティブである(金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く)

FVTOCIの資本性金融商品に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接 利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については、配 当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しています。

④ 償却原価で測定される金融資産及びその他包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の減損 連結会社は、償却原価で測定される金融資産及びその他包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に ついて、予想信用損失を見積り、損失評価引当金を認識及び測定しています。報告日時点で、ある金融商品に係る信用 リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を報告日後12か月以 内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失に基づいて算定しています。一方で、報告日時点で、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失(全期間の予想信用損失)に基づいて算定しています。金融商品の信用リスクの著しい増大の有無については、外部・内部の信用格付けの変動や期日経過の情報等を用いて判断し、予想信用損失については、貨幣の時間価値、各信用格付けにおける過去の債務不履行事象の発生実績や、それらと相関の高い経済指標に関する合理的に利用可能な将来予測情報等を反映する方法で見積っています。報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価した上で個別に全期間の予想信用損失を見積り、当該金融商品に係る損失評価引当金を算定しています。信用減損の証拠については、発行者又は債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を算定しています。

⑤ 金融資産の認識の中止

連結会社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時にのみ、金融資産の認識を中止しています。連結会社がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、連結会社は資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しています。

⑥ 現金及び現金同等物

現金同等物とは、3か月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、 主に定期預金です。

⑦ 非デリバティブ金融負債

連結会社は、連結会社が発行した負債証券及び劣後負債を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、連結会社がその金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。

連結会社は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

金融負債は公正価値から直接取引費用を控除して当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間(場合によっては、それより短い期間)を通じての、将来の現金支払額の見積額(手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む)を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。なお、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として取消不能の指定を行ったものはありません。

8 資本

• 普诵株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は「資本剰余金」から控除しています。

• 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。

⑨ ヘッジ会計及びデリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、たな卸資産や取引契約の商品相場変動リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、すべてのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しています。連結会社は、市場リスクを相殺する効果を有する取引の活用によってリスクを低減することができない場合には、ヘッジ会計の要件を満たす限り、これらのデリバティブや外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時、四半期時及びヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時に、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高い相殺効果があるかどうかを確認することで、ヘッジの有効性を評価しています。なお、信用リスクがヘッジ関係に与える影響が僅少であることを確認しています。

・ 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、主として固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益として計上しており、ヘッジ対象である金融資産、金融負債及び確定契約の公正価値の変動額と相殺して連結損益計算書の「その他の掲益 - 純額」として計上しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値の修正額は、ヘッジ会計の中止日から償却して純損益に計上しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定したデリバティブは、主として変動金利付金融負債を固定金利付金融負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を相殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しています。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に計上されるまで「その他の資本の構成要素」として繰り延べています。「その他の資本の構成要素」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債として認識される場合には、「その他の資本の構成要素」として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えています。非有効部分は、直ちに純損益に認識しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。「その他の資本の構成要素」に累積されている損益はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に振り替えています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、「その他の資本の構成要素」に累積されていた損益は直ちに純損益に振り替えています。

• 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約や外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しています。ヘッジ手段の公正価値変動額等の有効部分は、「その他の資本

の構成要素」に含まれる「在外営業活動体の換算差額」に計上されています。

• ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しています。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とり、フ管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しています。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況を確認するために定期的にポジションを監視しています。

ヘッジ指定されていない又はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益に計上しています。

⑩ 金融保証契約

連結会社が発行した金融保証契約負債は当初公正価値で測定され、FVTPLとして指定されない場合には、当初測定後は以下のいずれか大きい金額により測定しています。

- ・ IFRS 第9号 「金融商品」 に従って算定された損失評価引当金
- 当初認識額から、該当があれば、収益認識の会計方針に従って認識された累積償却額を控除した金額

① 金融資産と金融負債の相殺

連結会社は、金融資産と金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を連結財政状態計算書に表示しています。

(4) たな卸資産

たな卸資産は移動平均法又は個別法に基づく取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。 正味実現可能価額は、たな卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての費用及び販売に要する費用を控除 した後の金額を示しています。

また、たな卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したものについては、売却費用控除後の公正価値で測定しています。

(5) 生物資産

生物資産は、公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を 純損益として認識しています。売却費用には、輸送費用を含むその資産の販売に必要なすべての経費が含まれていま す。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額でたな卸資産に振り替 えています。

(6) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、並びに資産計上すべき借入コストが含まれています。有形固定資産の構成要素ごとに見積耐用年数が異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

② 減価償却

土地は減価償却していません。その他の有形固定資産に係る減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しています。鉱物資源関連資産以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物及び構築物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、船舶は定額法によって算出しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物及び構築物 2年から60年 機械及び装置 2年から50年 船舶 2年から25年

石油・ガス及び鉱物に係る権益取得、探査、評価、開発及び産出活動に係る資産は、鉱物資源関連資産に区分しています。鉱物資源関連資産の減価償却は、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しています。 減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、若しくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に、認識を中止しています。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めています。

(7) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、若しくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売する不動産(販売用不動産)や、商品又はサービスの製造・販売、又はその他の管理目的で使用する不動産(有形固定資産)は含まれていません。連結会社は投資不動産に対して原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。投資不動産の見積耐用年数は主として2年から60年であり、定額法によって減価償却を行っています。また、投資不動産を処分した場合、又は恒久的に使用を取り止め、処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった場合には、認識を中止しています。投資不動産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該投資不動産の認識中止時に純損益に含めています。

(8) 無形資産及びのれん

① 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識 しています。

開発費用は、信頼をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を 得られる可能性が高く、連結会社が開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を 有している場合にのみ資産化しています。その他の開発費用は、発生時に費用として認識しています。

② その他の無形資産

連結会社が取得したその他の無形資産で耐用年数の確定できるものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。耐用年数の確定できない無形資産については償却せず、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

(3) **の**れん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、連結財政状態計算書上の「無形資産及びのれん」に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、上記「(1)連結の基礎②企業結合」に記載しています。

当初認識後の測定

のれんは取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を 投資の帳簿価額に含めています。

のれんは、関連する資金生成単位の中の事業を処分する場合に認識を中止し、純損益に計上しています。

④ 償却

のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を除き、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

商標権 3年から36年 ソフトウェア 2年から15年 顧客関係 6年から32年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(9) リース

前年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

契約上、資産の所有に伴う実質的なすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を「営業債権及びその他の債権」として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として会計処理しています。オペレーティング・リースに基づくリース料支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

当年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

貸手としてのリースは、契約上、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合には、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。

借手としてのリースは、単一モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権 資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を連結財政状態計算書上で認識しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、正味リース投資未回収額に等しい金額で「営業債権及びその他の債権」に含めて計上し、金融収益はリース期間にわたりリース投資未回収総額に対して合理的な基礎で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

リース開始日において、リース負債はリース期間における将来支払リース料の現在価値で、使用権資産はリース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っており、リース期間は、リースの解約不能期間にリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加味したものとして決定しています。また、リース負債の当初測定においては、リースの計算利子率が容易に算定できる場合には当該利子率を、容易に算定できない場合には借手の追加借入利子率を割引率として使用しています。当初認識後は、使用権資産は原資産の見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって、主に定額法によって減価償却しています。リース負債は利息法に基づき、金利費用とリース負債の返済額を帳簿価額に反映しています。なお、リース開始時等に決定したリース期間の変化やリース料の改定等が発生した場合は、リース料の変動を反映するようにリース負債を見直しの上、リース負債の見直しの金額を使用権資産の帳簿価額の修正として認識しています。また、使用権資産の減損については、「(14) 非金融資産の減損」のとおりです。

リース期間が12か月以内の短期リースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに基づくリース料はリース期間にわたり定額法により費用計上する免除規定を適用しています。また、契約の構成部分については、原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理する実務上の便法を適用しています。

(10) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探査及び評価活動には、以下の項目が含まれます。

- 探査権の取得
- 地勢的、地理的、地球化学及び地球物理学的研究による探査情報の収集
- 探査向けの掘削、トレンチ作業、標本採取
- 鉱物資源の採掘の技術的可能性及び経済的実行可能性の評価に関する活動

地質調査費用等の探査及び評価に係る支出は、発生時点で費用化しています。探査及び評価活動に係る支出のうち、利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は、有形固定資産又は無形資産として計上しています。資産計上した探査及び評価活動に係る支出は生産開始までの間、減価償却していません。資産化した探査及び評価活動に係る支出は、減損の兆候の有無を判定しています。資産化した支出について帳簿価額の回収可能性が損なわれたと判断される場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

資産計上した探査及び評価活動に係る支出について商業採算性が確認された場合は、その後に発生する開発費用は 資産に計上し、生産高比例法により償却しています。

(11) 鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は、鉱物の採掘活動の技術的可能性及び経済的実行可能性が確認されるまで発生時に費用認識しています。技術的可能性及び経済的実行可能性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、資産に計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しています。

生産期に発生した剥土費用は、発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産のたな卸資産の原価を構成しています。ただし、剥土活動の便益が資源へのアクセスを改善する限りにおいては、それらのコストは有形固定資産又は無形資産として計上しています。

資産計上した採掘活動に関する費用については、商業生産を開始できないか、資産計上した支出の回収可能性がない と判断した場合には、処分コスト控除後の公正価値に基づき減損損失を認識しています。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

連結会社は、非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、 当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。これに該当するのは、資産又は処 分グループが売却に関する通常又は慣例的な条件のみに従って直ちに売却することが可能であり、その売却の可能性 が非常に高い場合です。経営者は当該資産又は処分グループの売却計画の実行を確約している必要があり、売却が完 了したものと認識されるための要件を売却目的保有に分類した日から1年以内に満たす予定でなければなりません。 売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続 事業」以外の基準書に基づき測定が求められているものを除き、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低 い金額で測定しています。

(13) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産(適格資産)の取得、建設又は製造に直接起因して発生する借入コストは、その資産について実質的に意図した使用又は販売ができるまでは、当該資産の取得原価に含めています。

その他のすべての借入コストは、発生した期間に純損益に認識しています。

(14) 非金融資産の減損

① 減損の判定

たな卸資産や繰延税金資産等を除く連結会社の非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、少なくとも年1回又は減損の兆候がある場合はより頻繁に、減損テストを行っています。持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは、別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施していませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っています。なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれん以外の非金融資産については、持分法適用に伴う公正価値の修正を反映した投資先の資産、資金生成単位又はそのグループごとに減損テストを行っています。

減損の判定は資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しています。 資産、資金生成単位又はそのグループの 帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損益として認識しています。

資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税効果考慮前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しています。

② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の単位を資金生成単位としています。のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さい単位となっています。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には原則として資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に回収可能価額まで戻し入れています。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れていません。なお、減損損失の戻入額は、過去の期間において減損損失を認識しなかった場合の減損損失戻入時点における帳簿価額を上限としています。

(15) 退職後給付

連結会社は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しています。

① 確定給付刑制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として、連結 財政状態計算書に計上しています。この計算による資産計上額は、利用可能な制度からの返還及び将来掛金の減額の 現在価値を加えた額を上限としています。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提 供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しています。給付債務及び年金資産は、毎期再測定し ており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いています。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しています。

連結会社は、確定給付型制度の給付債務及び年金資産についての再測定による債務の増減を、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即時に「利益剰余金」に振り替えています。

② 確定拠出型制度

確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない 退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認 識しています。

(16) 引当金

引当金は、連結会社が、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済する必要が生じる可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しています。

• 資産除去債務

連結会社は、資産除去債務を毎期レビューし、閉鎖日、法規制、割引率、将来の見積費用の変更を含めた変動を反映するように引当金の額を調整しています。現地の状況や要請に従い算定された将来の予測される費用の現在価値を負債として認識するとともに、負債に対応する金額を「有形固定資産」、「投資不動産」及び「使用権資産」の一部として認識し、その資産の見積耐用年数にわたって減価償却しています。時の経過による割引の振り戻しによる負債の増価は、「金融費用」に計上しています。割引率は、貨幣の時間的価値の市場評価を反映した税効果考慮前の割引率を適用しています。

(17) 株式報酬

連結会社は、株式に基づく報酬費用を権利付与日の公正価値に基づき算定しており、対価としてサービスを受け取る期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しています。ストックオプションはモンテカルロ法、ESOPは観測可能な市場価値を基礎にして、公正価値を算定しています。

(18) 収益

① 収益の認識方法 (5ステップアプローチ)

連結会社は、IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5:企業が履行義務の充足時に収益を認識する

連結会社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しています。なお、本人と判断する指標として以下の3点を考慮しています。

- 連結会社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、連結会社が在庫リスクを有している。
- 特定された財又はサービスの価格の設定において、連結会社に裁量権がある。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に連結会社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、収益の認識時点において対価の金額が未確定である場合には、契約で定められた一定の算式などに基づいて合理的に対価を見積っています。不確実性が高い、又は合理的な見積りが困難な場合には、取引価格には含めていません。不確実性が低減し、かつ合理的な見積りが可能となる時点で取引価格を見直しています。また、契約開始時において顧客が支払う時点と財又はサービスを顧客に移転する時点との間が1年以内と見込まれる場合については、便法を使用し、金融要素の調整は行っていません。

なお、顧客との契約獲得のための増分コスト及び直接関連する履行コストの内、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。ただし、契約獲得のための増分コストから認識する資産の償却期間が1年以内の場合については、実務上の便法を利用して費用処理しています。

② 主な取引における収益の認識

一時点での収益の認識

連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財など、多岐にわたる製品及び商品を取り扱っていますが、製品及び商品の販売については、受渡時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

また、連結会社は、サービス関連事業も行っています。サービス関連事業には物流、情報通信、技術支援など、様々な サービスの提供が含まれています。サービス関連事業に係る収益は、サービスの提供を完了し、履行義務が充足され た時点で認識しています。

一定期間にわたる収益の認識

連結会社は、フランチャイズ契約に基づく役務の提供などのサービス関連事業及び工事請負契約を締結しています。 財又はサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する場合には、履行義務の進捗度の測定方法であるアウトプット法又はインプット法のいずれかより、企業の履行を忠実に描写する方法を使って進捗を測定し収益を認識しています。

上記の製品及び商品の販売又はサービス関連事業においては、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、契約上の売先又は買先の代理人となり、当該履行義務の充足時に一時点で、又は履行義務の充足に応じて一定期間にわたって収益を純額で認識しています。

(19) サービス・コンセッション

公的機関(国や地方公共団体)が行っている公共サービスに民間企業の参入を認め、民間企業の資金及びノウハウを活用して公共サービスを行うために公的機関と民間企業との間で締結する契約をサービス・コンセッション契約といいます。

サービス・コンセッション契約については、建設サービスに係る収益及び費用と、運営サービスに係る収益及び費用とを区分して会計処理しています。金額が個別に識別可能なときには、受領した又は受領する対価は、引き渡されたサービスの相対的な公正価値を参照して配分しています。

サービス・コンセッション契約において公共サービス提供の対価 (最低報酬金額を含む)が事前に確定している場合には、連結会社は、公共施設 (インフラストラクチャー)の建設サービスに係る収益を原則として工事進行基準により認識し、その対価を金融資産として計上しています。連結会社は、当該金融資産について IFRS 第9号 「金融商品」 に従って会計処理し、受取利息を実効金利法に基づいて算定の上、純損益に認識しています。

(20) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識していません。政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、規則的に純損益に認識しています。連結会社が非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えています。

(21) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又は その他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しています。

繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しています。

子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異については繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、かつ予測可能な将来において実現する可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が 高いものに限り認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎年度末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと 判断される部分について減額しています。

連結会社は、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しています。

(22) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチなどの算出手順に基づき、決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

・レベル1

測定日における連結会社がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場 (十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場) における相場価格 (無調整)。

レベル2

レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプット。例えば、活発な市場における類似の資産又は負債に関する相場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債に関する相場価格、資産又は負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでいます。

レベル3

資産又は負債に関する観察可能ではないインプット。なお、連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最 良の情報に基づき、インプットを算定しています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

営業債権及びその他の債権(流動及び非流動)	105,873百万円
その他の投資等 (流動及び非流動)	470,225百万円
有形固定資産 (減価償却累計額及び減損損失累計額控除後)	203,723百万円
投資不動産 (減価償却累計額及び減損損失累計額控除後)	45,129百万円
その他	2,666百万円
	827.616百万円

(2) 担保に係る見合債務ごとの金額

短期借入金	5,789百万円
長期借入債務	222,808百万円
取引保証等	599,019百万円
合計	827.616百万円

非金融資産及び金融資産の認識の中止を伴わない譲渡取引は、実質的な担保差入として捉えることもできますが、法的な所有権を留保している通常の担保差入と異なる性質を持つことから、上記には含めていません。

なお、当年度末において、認識の中止を伴わないこれら資産の譲渡取引として、債券及び貴金属の買戻し契約があり、本取引に係る資産の期末残高は115,429百万円です。

2. 有肝	固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,647,005百万円
-------	-----------------------	--------------

3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 39,987百万円

4. 無形資産の償却累計額及び減損損失累計額 232,649百万円

5. 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 834.453百万円

6. 保証債務

金融保証	562,714百万円
取引履行保証	257,798百万円
合計	820,512百万円

これらは顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金 調達を可能にすることを目的として、信用状や取引履行保証等の形態により信用保 証を行っているものです。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当年度の末日における発行済株式数 普通株式 1,590,076,851 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	99,982百万円	63円	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月6日 取締役会	普通株式	97,935百万円	64円	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 当年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月19日開催の定時株主総会に次のとおり付議する予定です。

配当金の総額 101,181,717,716円

普通株式1株当たり配当額 68円

効力発生日 2020年6月22日 配当原資 利益剰余金

なお、基準日は2020年3月31日です。

3. 当年度の末日における新株予約権の目的となる株式数

普通株式 1,879,200株 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っています。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐にわたっています。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しています。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しています。

また、デリバティブ取引については、市場リスク管理方針に則って様々なデリバティブ契約を締結し、特定リスクの軽減を 図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。

金融商品の公正価値の算定にあたり使用した前提条件や算定方法は以下のとおりです。

短期運用資産及びその他の投資に含まれる市場性のある投資の公正価値は、活発な市場における市場価格及び活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しています。市場性のない投資は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、1株当たり純資産価値や第三者による鑑定評価等により評価しています。

比較的短期で満期が到来する営業債権及びその他の債権については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が 到来しない営業債権及びその他の債権の公正価値は、それぞれの債権の元本及び契約金利等に基づく将来の見積りキャッ シュ・フローを、連結会社の見積りによる信用スプレッドを加味した割引率にて割り引くことにより算定しています。

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

社債及び借入金の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、取引市場価格及び金利、外国為替レート等の観察可能なインプット 及び先渡契約に基づく観察不能なインプットを使用し、マーケット・アプローチにより評価しています。また、デリバティブ 資産及びデリバティブ負債は、「その他の金融資産」、「その他の金融負債」に計上しています。

2019年度末における金融商品の帳簿価額、及び公正価値の内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

		(1 = = = 7513)
	2019:	年度末
	帳簿価額	公正価値
金融資産 短期運用資産及びその他の投資 営業債権及びその他の債権 デリバティブ資産 金融負債	1,757,402 3,284,555 442,688	1,759,578 3,298,244 442,688
営業債務及びその他の債務 社債及び借入金 デリバティブ負債	2,599,664 5,760,123 253,467	2,599,224 5,699,365 253,467

(百万円未満四捨五入)

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

連結会社は、東京都及びその他地域において、賃貸用のオフィスビルや商業施設等を保有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

2019年度末における帳簿価額及び公正価値は、それぞれ96,709百万円及び121,305百万円です。

帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

また、公正価値は、所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。当該評価は、各物件の予想される 賃料や割引率等のインプット情報に基づき主にインカム・アプローチにより算定されています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり当社所有者帰属持分 3,521.30 円 基本的1株当たり当期純利益(当社の所有者に帰属) 348.50 円 希薄化後1株当たり当期純利益(当社の所有者に帰属) 347.71 円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

2018年度で参考)														
		株主資本							評値	・換算差額				
	資本類	資本剰余金利益剰余金									新株	純資産		
	資本金	資本	その他	利益	そ0	D他利益剰約	金	自己株式	株主資本	その他 有価証券	繰延 ヘッジ	評価·換算 差額等	予約権	合計
	ж+ш	準備金	資本 剰余金	準備金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		合計	評価差額金 損益		合計		
2018年4月1日期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,511,760	354,274	△10,922	2,316,916	392,034	△26,878	365,155	6,025	2,688,097
会計方針の変更による 累積的影響額							1,170		1,170					1,170
会計方針の変更を反映した 当期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,511,760	355,444	△10,922	2,318,086	392,034	△26,878	365,155	6,025	2,689,267
当期変動額														
剰余金の配当							△198,276		△198,276					△198,276
別途積立金の積立						162,000	△162,000		-					-
当期純利益							396,117		396,117					396,117
自己株式の取得								△11	△11					△11
自己株式の処分							△1,019	2,796	1,777					1,777
株主資本以外の項目の 当期変動額合計(純額)									-	△52,561	△7,139	△59,701	△570	△60,271
当期変動額合計	-	-	-	-	-	162,000	34,822	2,784	199,607	△52,561	△7,139	△59,701	△570	139,335
2019年3月31日期末残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,673,760	390,267	△8,137	2,517,693	339,472	△34,017	305,454	5,454	2,828,602

(百万円未満切捨て)

(単位:百万円)

2019年度														
	株主資本							評価	西・換算差額					
		資本乗	制余金		利益類					その他	繰延	評価·換算	新株	純資産
	資本金	資本	その他	利益		D他利益剰系		自己株式	株主資本合計	有価証券	ヘッジ	差額等	予約権	合計
		準備金	資本 剰余金	準備金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			評価差額金	損益	合計		
2019年4月1日期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,673,760	390,267	△8,137	2,517,693	339,472	△34,017	305,454	5,454	2,828,602
会計方針の変更による 累積的影響額							-		-					_
会計方針の変更を反映した 当期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,673,760	390,267	△8,137	2,517,693	339,472	△34,017	305,454	5,454	2,828,602
当期変動額														
剰余金の配当							△197,916		△197,916					△197,916
別途積立金の積立						192,000	△192,000		-					-
当期純利益							364,663		364,663					364,663
自己株式の取得								△ 289,733	△ 289,733					△289,733
自己株式の処分							△1,456	3,706	2,249					2,249
株主資本以外の項目の 当期変動額合計(純額)									-	△144,433	3,886	△140,546	△447	△140,994
当期変動額合計	-	-	-	-	-	192,000	△26,709	△286,027	△120,736	△144,433	3,886	△140,546	△447	△261,731
2020年3月31日期末残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,865,760	363,557	△294,164	2,396,956	195,038	△30,131	164,907	5,006	2,566,871

(百万円未満切捨て)

注記

重要な会計方針等に関する注記(2019年度)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっています。

3. デリバティブ

デリバティブの評価は、時価法によっています。

なお、為替変動リスク、金利変動リスク、相場変動リスク等を回避する目的で行っている取引のうち、ヘッジの有効性が認められたものについては、ヘッジ会計を適用しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く) の減価償却は、定率法によっています。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 無形固定資産の減価償却は、定額法によっていますが、自社利用のソフトウエアについては、その利用可能期間 (15年以内) に基づく定額法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上しています。

8. 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しています。

9. 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計トレアいます。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年度から費用処理しています。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

10. 役員退職慰労引当金の計 ト方法

役員及び執行役員への退職慰労金支払に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末の支給見積額を計上しています。

なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は2007年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものです。

11. 債務保証損失引当金の計上方法

子会社等に対する債務保証等の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

12. 特別修繕引当金の計上方法

定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しています。

13. 環境対策引当金の計 上方法

法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬や処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を 計上しています。

14. 株式給付引当金の計上方法

経営人材株式交付制度に基づき、株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に則り、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しています。

15. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

16. 法人税等

連結納税制度を適用しています。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)が2020年3月27日に国会で成立しましたが、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいています。

会計上の見積りの変更に関する注記

(繰延税金資産の認識)

当社完全子会社である MC Resource Development Ltd. (「以下MCRD社」) について、事業推進体制の見直しを背景とした 組織再編を行った上で清算することを決定したため、MCRD社株式についての過年度の減損損失などに対する繰延税金資産を認識し、「法人税等調整額」を58,097百万円計上しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る主な債務に関する事項

(1) 担保に供している資産

短期貸付金	3百万円
投資有価証券	4,215百万円
関係会社株式	66,806百万円
関係会社出資金	2,448百万円
建物及び構築物	6,012百万円
土地	6,695百万円
長期貸付金	38百万円
その他 (注)	16,749百万円
合計	102,969百万円

⁽注) 主に敷金及び営業取引やデリバティブ取引に係る差入保証金

(2) 担保に係る主な債務

預り金	282百万円
その他	10,328百万円
	10.610百万円

非金融資産及び金融資産の認識の中止を伴わない譲渡取引は、実質的な担保差入として捉えることもできますが、法的な所有権を留保している通常の担保差入と異なる性質を持つことから、上記には含めていません。

なお、当年度末において、認識の中止を伴わない金融資産の譲渡取引として、債券買戻し契約があり、本取引に係る金融資産の期末残高は67,989百万円です。

2. 有形固定資産減価償却累計額

88,129百万円

3. 保証債務

取引先等の銀行借入等に対する保証

関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	203,796百万円
関係会社 三菱商事RtM ジャパン株式会社	197,953百万円
関係会社 TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	163,622百万円
関係会社 PE WHEATSTONE PTY LTD	163,620百万円
関係会社 株式会社ローソン銀行	160,001 百万円
関係会社 PT. DIPO STAR FINANCE	141,062百万円
関係会社 CAMERON LNG, LLC	103,395百万円
関係会社 MCE BANK GMBH	98,349百万円
関係会社 MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL PTE. LTD.	82,260百万円
その他 (170社)	1,280,947百万円
	2,595,007百万円

銀行借入等に対する保証類似行為についても上記に含めて開示しています。

なお、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社のコマーシャル・ペーパーの発行等に関連して、親会社として債務の支払いを保証するものではありませんが、純資産が取り決めている一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキープウェル・アグリーメントを同社と締結し、これを金融機関などに対して差し入れています。

ただし、当年度末において、純資産を一定額以上に保っており、また流動資産の不足も発生していません。 また、LNGプロジェクトについて、上記銀行借入等に対する保証以外に、共同操業協定上の資金拠出義務、天然ガス液 化設備等の使用代金の支払いに関する履行保証を差し入れており、当年度の末日における保証額は1,167,130百万円 です。当該保証額に含まれる主なプロジェクトは北米におけるものです。

4. 受取手形割引高 51,298 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権短期金銭債権620,970 百万円長期金銭債権491,094 百万円

関係会社に対する金銭債務 短期金銭債務 265,132百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売(注1) 1,345,577百万円 仕入 1,056,733百万円 営業取引以外の取引高 574,505百万円

(注1) 損益計算書の「収益」は、一部の取引高を純額表示しています。

2. 関係会社等貸倒引当金繰入額

関係会社等貸倒引当金繰入額には、主に関係会社宛の貸倒引当金及び債務保証損失引当金の繰入額(戻入額控除後)が含まれています。

3. 投資有価証券評価損

当年度において計上した投資有価証券評価損216,846百万円のうち、主なものは三菱自動車工業宛の投資有価証券評価損149.653百万円であり、株価が著しく下落したため、評価差額について減損処理を行ったものです。

株主資本等変動計算書に関する注記

当年度の末日における自己株式数

普通株式 105,419,113株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

407	TTU	\sim	3	77
2000年1	正税	#	筲	座

冰烂儿业只压		
引当金 (貸倒引当金及び債	務保証損失引当金)	13,899百万円
未払費用		11,848百万円
投資有価証券評価損		296,428百万円
繰延ヘッジ損益		14,321百万円
退職給付関連費用		14,645百万円
繰越欠損金		7,795百万円
その他		28,228百万円
	小計	387,166百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		△7,795百万円
将来減算一時差異等の合計	トに係る評価性引当額	△130,901百万円
哥	陌性引当額小計	△138,696百万円
繰	延税金資産合計	248,470百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	È	△83,718百万円
投資有価証券評価益		△9,111百万円
その他		△11,028百万円
繰	延税金負債合計	△103,857百万円
繰延税金資産 (負債) の純額		144,612百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
税務上の損金不算入額	0.5%
受取配当金	△52.9%
外国税額	0.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△ 1.6%
特定外国子会社等合算所得	5.7%
評価性引当額	△ 3.8%
その他	△ 0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△21.5%

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱商事フィナンシャル サービス株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1、2) 利息の受取(注1)	519	短期貸付金 長期貸付金 その他 (流動資産)	46,574 155,000 14
子会社	MC FINANCE & CONSULTING ASIA PTE. LTD.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1、2) 利息の受取(注1)	205,129 5,325	短期貸付金 長期貸付金 その他 (流動資産)	35,033 143,099 63
子会社	米国三菱商事会社	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1、2) 利息の受取(注1)	17,290 402	短期貸付金 その他 (流動資産)	81,622 14
AMITSUBISHI 子会社 CORPORATION FINANCE PLC		所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1、2) 利息の受取(注1)	7,359 153	短期貸付金 その他 (流動資産)	81,622 17
			債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	203,796 27	_	_
子会社	北米三菱商事会社	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1、2) 利息の受取(注1)	71,185 1,588	短期貸付金 その他 (流動資産)	76,181 11
子会社	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入(注1、2) 利息の支払(注1)	125,924 2,393	短期借入金 その他 (流動負債)	125,042 118
子会社	三菱商事 RtM ジャパン 株式会社	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	197,953 7	_	_
子会社	TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	所有 直接 43.50% 間接 50%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	163,622 13	_	_
関連会社	PE WHEATSTONE PTY LTD	所有 間接 39.66%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	163,620 1,317	_	_
子会社	株式会社ローソン銀行	所有 間接 95%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	160,001 17	_	_
子会社	PT. DIPO STAR FINANCE	所有 間接 95%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	141,062 1,299	_	-
関連会社	CAMERON LNG, LLC	所有 間接 16.6%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	103,395 454	_	-
子会社	MCE BANK GMBH	所有 間接 100%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	98,349 25	_	_
子会社	MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL PTE. LTD	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	82,260 39	_	_
子会社	DIAMOND ARTEMIS HOLDCO B.V.	所有 直接 100%	増資の引受	増資の引受(注4)	390,868	_	_

取引条件やその決定方針等

- (注1)資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- (注2)資金の貸付及び借入の取引金額は、期中平均残高としています。
- (注3) 同社の銀行借入等に対し、保証を行っており、市場の実勢金利などを踏まえた保証料を受領しています。
- (注4) ENECO GROEP N.V.への出資を目的として、当社がDIAMOND ARTEMIS HOLDCO B.V.の行った株主割当増資を引き受けたものですが、これに際して株式は発行されていません。
- (注5)上記以外に、貸借対照表に関する注記 [3. 保証債務] に記載している北米におけるLNGプロジェクトに関連して、子会社について履行保証を差し入れています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額1,725.56円1株当たり当期純利益237.36円潜在株式調整後1株当たり当期純利益236.82円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

履行義務の内容と充足時点(こついては、連結計算書類の「注記5. 重要な会計方針(18)収益」に記載しています。

